

制度変化が有用で、どのようにコンプライアンス経営を進めることが望ましいのかという観点から、介護老人保健施設の現状と課題を把握することを目的とし、介護老人保健施設における経営と管理者の業務実態に関するアンケート調査を実施した。調査は平成20年2月の3週間に行い、全国老人保健施設協会会員施設3,290施設に対して調査票を送付し、最終的な回答施設数は1,066施設、回収率は32.4%であった。その主な結果は次の通りである。

- ① 老人保健施設の長期入所者の増加については、「長期化を認める」もしくは、「長期化がやむを得ない」という長期化を肯定する意見が約6割を超えていることが明らかになった。
- ② 介護保険の給付範囲とされている老健施設で取り扱う医療について、医療保険で給付し、医学的指導管理を介護保険で給付すればよい（医療外出し論）とすることについては、「賛成」が最も多く551名（51.7%）、「どちらかという賛成」が254名（23.8%）、「どちらかともいえない」が119名（11.2%）、「反対」が50名（4.7%）、「どちらかという反対」が49名（4.6%）で、約7割以上が賛成であることがわかった。
- ③ コンプライアンス経営への取り組みについて、法人・団体の社会的責任に関する各種規定を制定している施設としていない施設を比較すると、法人・団体の社会的責任に関する各種規定を制定している介護老人保健施設においては、「介護保険法・指定基準以外の法令の遵守」、「法人・団体倫理・内部規制の遵守」、「納税義務の遂行」、「効率的な運営体制の確立」、「安定的な経営」、「不適切な介護サービス提供の回避」、「利用者の人権・尊厳の尊重」、「利用者の満足度の追及」、「職員の意見のくみ取り」、「労務環境の向上」、「職員の知識の向上」、「雇用の創出」、「取引先（企業等）との契約の確実な履行」、「地域社会への貢献」、「環境への配慮」といったような項目において、統計的に有意な差が示された。
- ④ コンプライアンス経営への取り組みについて、コンプライアンスの担当者を配置している施設としていない施設を比較すると、コンプライアンスの担当者を配置している介護老人保健施設においては、「介護保険法・指定基準以外の法令の遵守」、「法人・団体倫理・内部規制の遵守」、「納税義務の遂行」、「効率的な運営体制の確立」、「安定的な経営」、「よりよい介護サービスの提供」、「利用者の人権・尊厳の尊重」、「利用者の満足度の追及」、「職員の意見のくみ取り」、「労務環境の向上」、「職員の知識の向上」、「雇用の創出」、「取引先（企業等）との契約の確実な履行」、「地域社会への貢献」、「慈善活動」、「文化・芸術等への支援活動」、「環境への配慮」といったような項目においては、統計的に有意な差が示された。

（2）慢性期医療機関へのアンケート調査の結果

慢性期医療機関が社会的責任を認識し、地域社会に一層役立つために、どのような制度変化が有用で、どのようにコンプライアンス経営を進めることが望ましいかという観点から、慢性期医療機関の現状と課題を把握し、今後の発展のために必要な対応を明らかにすることを目的とし、慢性期医療を提供する医療機関におけるコンプライアンス経営の業務

実態に関するアンケート調査を実施した。

調査は平成 21 年 12 月から平成 22 年 2 月に行い、日本慢性期医療協会会員施設 750 施設に対して調査票を送付し、最終的な回答施設数は 188 施設、回収率は 25.6%であった。

その主な結果は次の通りである。

- ① 介護療養病床は 2012（平成 24）年度に廃止し、有料老人ホームや老人保健施設などの介護施設への転換を促す方針が明らかにされている。この方針について、一般的にどのように対応すべきかについて、「廃止自体に強く反対する」が最も多く 88 名（52.1%）、次に、「医療療養病床に転換」が 42 名（24.9%）、「老人保健施設へ転換」が 19 名（11.2%）、「その他」が 13 名（7.7%）、「有料老人ホーム、ケアハウス等へ転換」が 5 名（3.0%）の順となっていた。
- ② 政権交代で政府は「療養病床の削減は行わない」方向で検討されている現状であるが、どのように考えるかについて、「療養病床削減に絶対反対である」が最も多く 137 名（74.1%）、次に、「療養病床への新規参入は制限するべきだ」が 22 名（11.9%）、「療養病床の転換に賛成である」が 20 名（10.8%）、「その他」が 9 名（4.9%）、「回復期リハビリテーション病棟への転換」が 6 名（3.2%）、「有料老人ホーム、ケアハウス等への積極的転換」が 5 名（2.7%）の順となっていた。
- ③ 貴組織において「コンプライアンス経営」といった場合、どのようなことを意識して取り組んでいるかについて、「医療法もしくは介護保険法・指定基準の遵守」が最も多く 175 名（93.1%）、次に「利用者の人権・尊厳の尊重」が 139 名（73.9%）、「法人・団体倫理・内部規制の遵守」が 129 名（68.6%）、「よりよい医療・介護サービスの提供」が 126 名（67.0%）、「医療法もしくは介護保険法・指定基準以外の法令の遵守」が 117 名（62.2%）、「地域社会への貢献」が 111 名（59.0%）、「職員の知識の向上」が 102 名（54.3%）、「労務環境の向上」が 99 名（52.7%）、「納税義務の遂行」が 94 名（50.0%）、「利用者の満足度の追求」が 93 名（49.5%）、「安定的な経営」が 91 名（48.4%）、「職員の意見のくみ取り」が 88 名（46.8%）などであった。
- ④ コンプライアンス経営に取り組むことは、慢性期医療の診療・看護・リハビリテーションなどの質の向上に影響すると思うかについて、「影響する」が 125 名（69.8%）、「影響しない」が 13 名（7.3%）、「どちらともいえない」が 41 名（22.9%）であり、約 7 割の組織がコンプライアンス経営に取り組むことは、慢性期医療の診療・看護・リハビリテーションなどの質の向上に影響すると考えていた。
- ⑤ コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）を徹底させるために、どのようなことをおこなっているかについては、「管理者等が随時（必要時）、個別に訓辞・指示等を行っている」106 名（56.7%）が最も多く、次に「管理者等が朝礼・ミーティング等で訓辞している」86 名（46.0%）、「定期的にコンプライアンスについての研修を行っている」62 名（33.2%）、「その他」14 名（7.5%）の順になっていた。「定期的にコンプライアンスについての研修を行っている」の該当組織について、その実施回数は、年に「1 回」が最も多く 25 名（42.4%）、次に「2 回」23 名（39.0%）、「3 回」6 名（10.2%）、「4 回」3 名（5.1%）、「12 回」2 名（3.4%）の順になっ

ていた。

- ⑥ コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）のため、組織内に担当者をおいているかについては、「いいえ」94名（50.5%）、「はい」92名（49.5%）の順になっていた。
- ⑦ コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）違反の防止や発見のために、職員の相談・報告体制や内部通報体制をつくっているかについて、「つくっていない」が最も多く92名（50.8%）、次に「相談・報告体制をつくっている」73名（40.3%）、「内部通報体制をつくっている」25名（13.8%）と続いた。職員の相談・報告体制や内部通報体制については、作っていない組織が5割を超えていた。
- ⑧ 組織におけるコンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）の状況を把握するための調査等を行っているかについては、「いいえ」が109名（58.9%）、「はい」76名（41.1%）になっており、コンプライアンスの状況把握のための調査が行われていない割合の方が高いことがわかった。
- ⑨ オーストラリアやイギリスの第三者評価（認証）機関による高齢者施設に対するコンプライアンス確保のための取り組みから抜粋したものである。わが国の慢性期医療機関に対しても導入した方がよいと思われるものはどれであるかについて、
- 1) 施設基準・評価プロセスの項目では、「インターネット上で第三者評価基準の各評価項目に関連法規や公文書の最新情報がリンクされており、現在遵守が必要な法規について容易に確認できる」が最も多く97名（53.0%）、次に「第三者評価基準において法令遵守項目が盛り込まれている」が92名（50.3%）、「コンプライアンス体制に係る自己評価（施設のコンプライアンス目標と方針の設定、そのための達成行動の明確化、実施と評価）が義務付けられている」が71名（38.8%）、「第三者評価の中で、コンプライアンス体制に係る利用者・家族の意見が聴取される」が54名（29.5%）、「コンプライアンス体制への取り組みが優れている施設は表彰される」が40名（21.9%）の順となっていた。
 - 2) 法令遵守違反に係る措置の項目では、「苦情相談とコンプライアンスのチェック体制がリンクし、苦情解決プロセスのなかで、義務不履行や違反が発見されれば、是正措置がとられる」が最も多く110名（60.1%）、次に、「深刻な違反を防止するために、段階的な措置が設けられている（助言・指導段階から、改善計画の指導や警告文書、登録抹消や通報等）」が100名（54.6%）、「所轄省庁に全国的な苦情相談窓口（通話料無料）があり、法令遵守違反やケアの質に関する苦情等の通報に対応する」が85名（46.4%）、「所属省庁から法令遵守違反の通告を受けた際には、インターネット上に施設名・住所、違反や罰則の内容や改善状況等の情報が速やかに公表される」が26名（14.2%）の順となっていた。
 - 3) コンプライアンス体制構築のための行政の支援の項目では、「組織内で職員にコンプライアンスの教育研修を行うためのツールが提供される」が最も多く126名（68.9%）、次に、「経営者や幹部にコンプライアンス等に係る教育研修の機会が提供される」が113名（61.7%）、「行政によって、各種施設の組織長が守るべき『倫理綱領』や『入居者憲章』（患者・利用者の権利と義務を明示したもの）が定められ

ている」が78名(42.6%)の順となっていた。

(3) 介護老人保健施設の調査(平成19年度)と慢性期医療機関(平成21年度)
の調査結果における比較検討

平成19年度の老人保健施設と平成21年度の慢性期医療機関との比較として、単純集計で分析された各事業所における「コンプライアンス経営」について実施している質問項目について、クロス集計を平成19年度の老人保健施設と平成21年度の慢性期医療機関の施設区分で χ^2 検定を実施した。

- ① 法人・団体の社会的責任に関する規定・倫理綱領・行動規範等を定めているかについて、老人保健施設では「定めている」が全体の69.1%であったのに対し、慢性期医療機関では75.5%と7割を超えていた。
- ② コンプライアンスのために施設内に担当者をおいているかについては、老人保健施設では「おいている」が全体の30.4%であったのに対し、慢性期医療機関では49.2%で約5割の施設が担当者をおいている割合が有意に高かった。
- ③ 施設内でのコンプライアンスの把握調査を実施しているかについては、老人保健施設では「おこなっている」が全体の32.2%であったのに対し、慢性期医療機関では40.9%で約4割の施設がコンプライアンスの把握のための調査をおこなっており、統計的に有意差が示された。
- ④ 施設内での定期的なコンプライアンスについての研修を実施しているかについては、老人保健施設では「おこなっている」が全体の74.5%であったのに対し、慢性期医療機関では67.0%で、老人保健施設よりも慢性期医療機関では定期的な研修を実施していない事業所が有意に多いことが明らかになった。
- ⑤ コンプライアンス経営といった場合に意識して取り組んでいる内容について比較をおこなった。
 - i. 介護保険法・指定基準の遵守については、慢性期医療機関の93.1%が取り組んでいる(該当)と回答し、老人保健施設の90.5%を上回った。
 - ii. 介護保険法・指定基準以外の法令の遵守については、慢性期医療機関の62.4%が取り組んでいる(該当)と回答し、老人保健施設の48.4%を上回った。
 - iii. 法人・団体倫理・内部規制の遵守については慢性期医療機関の68.8%が取り組んでいる(該当)と回答し、老人保健施設の59.1%を有意に上回った。
 - iv. 納税義務の遂行については慢性期医療機関の49.7%が取り組んでいる(該当)と回答し、老人保健施設の30.2%を有意に上回った。
 - v. 効率的な運営体制の確立については慢性期医療機関の38.6%が取り組んでいる(該当)と回答し、老人保健施設の45.9%を下回った。
 - vi. 安定的な経営については慢性期医療機関の48.1%が取り組んでいる(該当)と回答し、老人保健施設の56.3%を下回った。
 - vii. よりよい介護サービスの提供については慢性期医療機関の66.7%が取り組んでいる(該当)と回答し、老人保健施設の76.6%を下回った。
 - viii. 利用者の人権・尊厳の尊重については慢性期医療機関の74.1%が取り組んでいる

(該当) と回答し、老人保健施設の 78.9%を下回った。

- ix. 利用者の満足度の追及については慢性期医療機関の 49.2%が取り組んでいる(該当) と回答し、老人保健施設の 58.7%を下回った。
- x. 職員の意見のくみ取りについては慢性期医療機関の 46.6%が取り組んでいる(該当) と回答し、老人保健施設の 52.4%を下回った。
- xi. 労務環境の向上については慢性期医療機関の 52.9%が取り組んでいる(該当) と回答し、老人保健施設の 58.4%を下回った。
- xii. 職員の知識の向上については慢性期医療機関の 54.0%が取り組んでいる(該当) と回答し、老人保健施設の 65.3%を下回った。

4. 考察

(1) 慢性期医療機関へのアンケート調査から

介護療養型医療施設から他施設への転換は約 5 割が考慮しているが、約 9 割が療養病床数を現状のままで維持すべきと考えていることが明らかになった。政権交代によって政府の方針が見直しされる中、施設側は慢性期医療・療養病床のあり方や方向性を模索していると考えられる。

慢性期医療機関において、コンプライアンス経営に取り組むことは、慢性期医療の診療・看護・リハビリテーションなどの質の向上に影響すると思うかについて、「影響する」が 125 名 (69.8 %) と、約 7 割の施設がコンプライアンス経営に取り組むことは、慢性期医療の診療・看護・リハビリテーションなどの質の向上に影響していると考えていることが明らかになった。つまり、3 分の 2 はコンプライアンス経営が慢性期医療の診療・看護・リハビリテーションなどの質の向上に繋がると理解しているが、残りの 3 分の 1 程度はコンプライアンスに危機意識があるものの、慢性期医療の診療・看護・リハビリテーションなどの質との関係についての認識が乏しいと考えられる。

コンプライアンス経営への取り組みについては、昨年度までの介護老人保健施設への調査の結果から、法人・団体の社会的責任に関する各種規定を制定している施設や、コンプライアンスの担当者を配置している施設が統計的に有意な差が示されている。慢性期医療機関においては、法人・団体の社会的責任に関する各種規定は約 7 割が定めていた。コンプライアンスについての担当者を組織内においている施設は約 5 割であり、コンプライアンス違反の防止や発見のために職員の相談・報告体制や内部通報体制をつくっていない施設は約 5 割を超えていた。つまりコンプライアンス経営への危機意識はあるものの、組織的な体制の構築に積極的に取り組んでいるのは、約半数にとどまると考えられる。

コンプライアンスへの徹底については、管理者・院長などの経営・運営幹部や現場職員への教育研修が重要との回答が多く、コンプライアンス確保のために必要と思われる方策には、行政による法令・指導基準等の周知の徹底や、インターネット上において遵守基準を公開するなどの情報公開が求められていた。

(3) 介護老人保健施設の調査(平成 19 年度)と慢性期医療機関(平成 21 年度)の調査結果における比較検討から

慢性期医療機関においては、法令遵守や法人・団体倫理・内部規制の遵守、納税義務の遂行については介護老人保健施設より有意にコンプライアンス経営として取り組んでいる意識が高く、コンプライアンスの担当者を配置率やコンプライアンスの把握調査の実施率も有意に介護老人保健施設より高かった。

介護老人保健施設の調査は平成 19 年度、慢性期医療機関の調査は平成 21 年度と 2 年の間を挟んでおり、比較にはその点を考慮する必要がある。平成 19 年 6 月 6 日に大手介護保険事業者であった株式会社コムスンが介護報酬の不正申請問題などにより、介護サービス事業所の新規及び更新指定不許可処分を受け、同年 12 月に同社の訪問介護事業は他社に売却されるに至った。この事案は介護サービス事業者のみならず国民からも大きな関心を集め、コンプライアンス経営への認識は急速に高まった。介護老人保健施設への調査はこの事案の直後である平成 20 年 2 月に実施したため、介護老人保健施設におけるコンプライアンス経営についての取り組みは緒についたばかりであったとも推察される。

また事業者の第三者評価は、医療機関においては、平成 9 年から病院機能評価が始まっているのに対し、介護サービスについては、福祉サービス第三者評価が平成 16 年 3 月、介護保険法に基づく介護サービス情報の公表制度は平成 18 年 4 月開始と、介護サービスの第三者評価は、始まったばかりである。事業者のコンプライアンス体制構築のためには第三者評価が重要なことは諸外国の方策からも明らかであり、第三者評価や情報公開制度は今後も推進されることが重要と考えられる。

コンプライアンス経営といった場合に意識する内容として、利用者の人権・尊厳の尊重・満足度、労務管理への取り組みは、介護老人保健施設のほうが高い傾向があったが、利用者の権利擁護や介護従事者の処遇改善は、介護サービス事業者においては従来からの大きな課題であり、経営問題の一環として認識されていると考えられる。

医療・福祉・介護保険事業は、民間企業以上にコンプライアンスが求められると言われている。それは、保険料・租税等の公的資金で運営されている公益性の高い制度であり、サービスの対象が認知症や重度の障害をもった高齢者など、契約の当事者としての交渉能力が充分ではなく、権利を侵害されやすい弱者であるからである。それゆえ、従来、行政側からの詳細にわたる事前規制や指導・監査が存在するが、事業者自身によるコンプライアンスへの自律的な取組を推進する必要がある。コンプライアンス体制の構築は、単なる法令遵守違反の防止ではなく、組織のリスク・マネジメントの一環であり、そのような組織文化を醸成することはサービスの質の確保のために不可欠であること、また、その取組の内容を利用者やその家族、地域住民に対し積極的に情報公開することが社会的信用を高めることを理解することが必要である。

しかし、コンプライアンスの確保を事業者自身の自主的な取組へと変えることは容易ではない。そのためには、事業者自身がコンプライアンス体制を構築しなければ経営ができない、あるいは実施することが経営上のメリットに繋がるような、取組を促進するインセンティブが設計されることが必要であると考えられる。

第II章 介護老人保健施設における経営と管理者の業務実態 に関するアンケート調査

1. 調査の目的

介護老人保健施設が、社会的責任を認識し、地域社会に一層役立つために、どのような制度変化が有用で、どのようにコンプライアンス経営を進めることが望ましいのかという観点から、介護老人保健施設の現状と課題を把握することを目的とし、介護老人保健施設における経営と管理者の業務実態に関するアンケート調査を実施した。

2. 調査方法

調査は平成 20 年 2 月の 3 週間に行い、全国老人保健施設協会会員施設 3,290 施設に対して調査票を送付し、最終的な回答施設数は 1,066 施設、回収率は 32.4%であった。

調査結果は、Microsoft Excel、SPSS 等によって解析を行った。

3. 収集された施設の概要

(1) 所在地

収集された施設について、その所在地を都道府県別に見てみると、最も収集が多かった都道府県は東京都が 49 施設 (4.6%) で、次に神奈川県が 45 施設 (4.2%)、大阪府が 43 施設 (4.0%)、福岡県が 40 施設 (3.8%)、愛知県が 40 施設 (3.8%)、兵庫県が 36 施設 (3.4%)、広島県が 36 施設 (3.4%) と続いた。

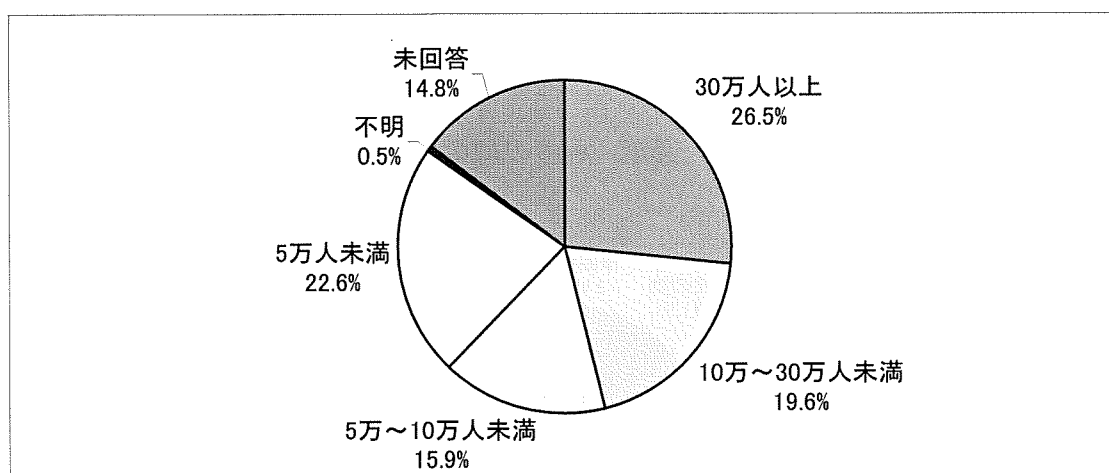
表 II-1 収集された施設の所在地(都道府県別)

	N	%		N	%
北海道	35	3.3	滋賀県	11	1.0
青森県	13	1.2	京都府	22	2.1
岩手県	26	2.4	大阪府	43	4.0
宮城県	15	1.4	兵庫県	36	3.4
秋田県	5	0.5	奈良県	14	1.3
山形県	8	0.8	和歌山県	7	0.7
福島県	17	1.6	鳥取県	11	1.0
茨城県	17	1.6	島根県	17	1.6
栃木県	15	1.4	岡山県	15	1.4
群馬県	20	1.9	広島県	36	3.4
埼玉県	34	3.2	山口県	16	1.5
千葉県	26	2.4	徳島県	14	1.3
東京都	49	4.6	香川県	14	1.3
神奈川県	45	4.2	愛媛県	25	2.3
新潟県	32	3.0	高知県	11	1.0
富山県	10	0.9	福岡県	40	3.8
石川県	10	0.9	佐賀県	6	0.6
福井県	17	1.6	長崎県	14	1.3
山梨県	11	1.0	熊本県	25	2.3
長野県	22	2.1	大分県	14	1.3
岐阜県	24	2.3	宮崎県	9	0.8
静岡県	19	1.8	鹿児島県	17	1.6
愛知県	40	3.8	沖縄県	9	0.8
三重県	14	1.3	未回答	116	10.9
			合計	1066	100

(2) 所在市町村の人口

収集された施設の所在市町村の人口について、「30万人以上」が最も多く283名(26.5%)、次に「5万人未満」が241名(22.6%)、「10万～30万人未満」209名(19.6%)、「5万～10万人未満」170名(15.9%)、「未回答」158名(14.8%)、「不明」5名(0.5%)の順になっていた。

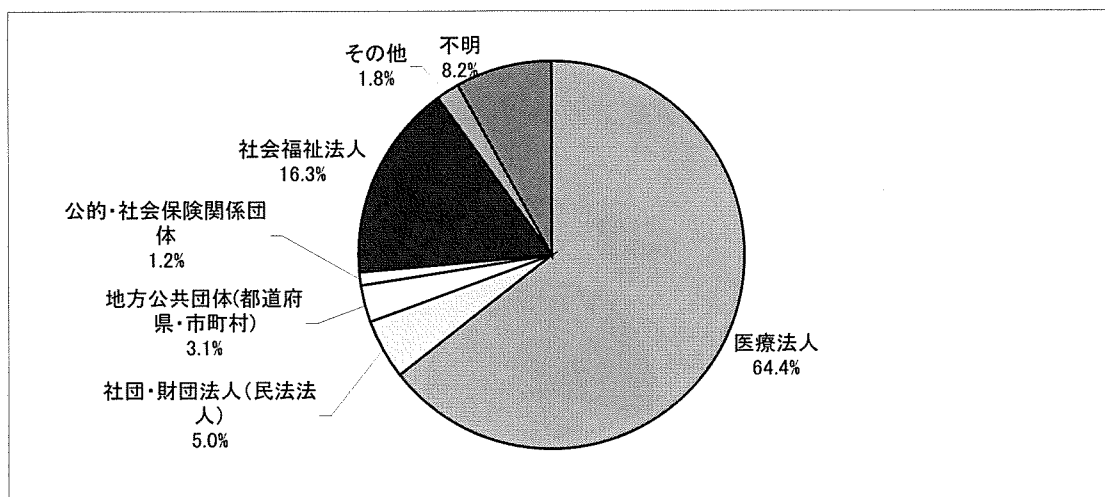
図 II-1 施設の所在市町村の人口



(3) 施設の法人格

収集された施設の法人格については、「医療法人」が最も多く684名(64.4%)、次に「社会福祉法人」173名(16.3%)、「不明」87名(8.2%)、「社団・財団法人(民法法人)」53名(5.0%)、「地方公共団体(都道府県・市町村)」33名(3.1%)、「その他」19名(1.8%)、「公的・社会保険関係団体」13名(1.2%)と続いた。

図 II-2 施設の法人格

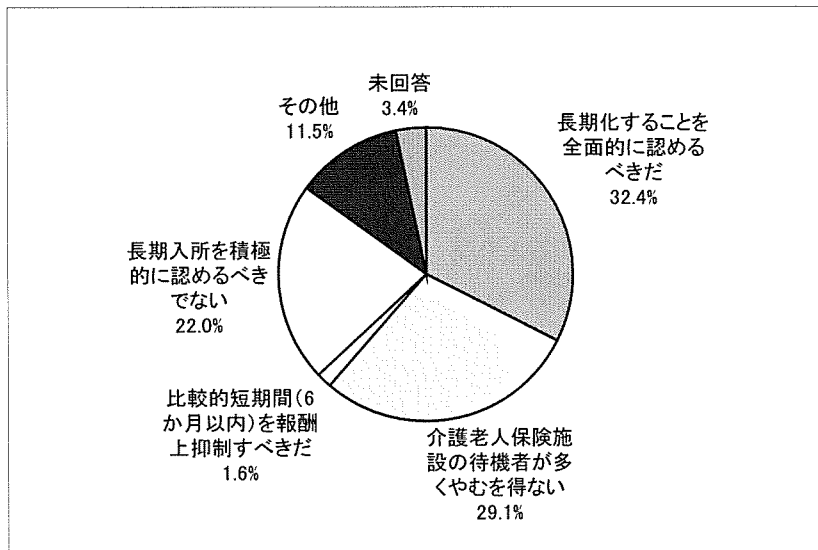


4. 老人保健施設の機能について

(1) 長期入所者の増加について

長期入所者の増加について、どのように考えているかについては、「長期化することを全面的に認めるべきだ」が最も多く 345 名 (32.4%)、次に、「介護老人保険施設の待機者が多くやむを得ない」が 310 名 (29.1%)、「長期入所を積極的に認めるべきでない」235 名 (22.0%)、「比較的短期間 (6 か月以内) を報酬上抑制すべきだ」17 名 (1.6%)、「その他」123 名 (11.5%)、「未回答」36 名 (3.4%) とつづき、「長期化を認める」もしくは、「長期化がやむを得ない」という長期化を肯定する意見が約 6 割を超えていることが明らかになった。

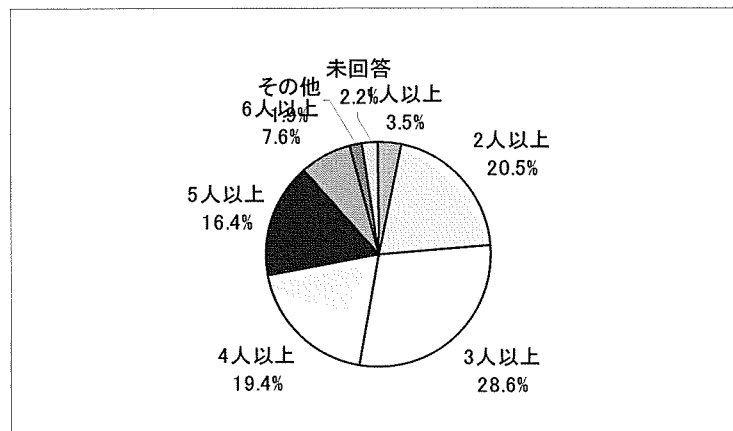
図 II-3 長期入所者の増加について



(2) リハスタッフ (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士) の配置について

入所者 100 人あたりに、リハビリテーション職員を何人配置する必要があるかについては「3人以上」が最も多く 305 名 (28.6%)、次に「2人以上」が 218 名 (20.5%)、「4人以上」が 207 名 (19.4%)、「5人以上」が 175 名 (16.4%)、「6人以上」が 81 名 (7.6%)、「1人以上」が 37 名 (3.5%)、「未回答」が 23 名 (2.2%)、「その他」が 20 名 (1.9%) となっていた。

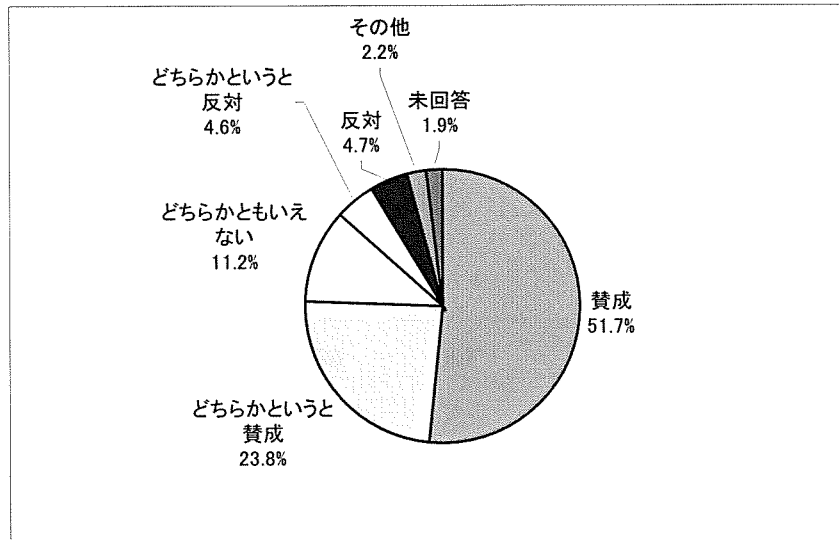
図 II-4 リハスタッフ(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の配置



(3) 老健施設で取り扱う医療（医療外出し論）について

介護保険の給付範囲とされている老健施設で取り扱う医療について、医療保険で給付し、医学的指導管理を介護保険で給付すればよい（医療外出し論）とすることについては、「賛成」が最も多く 551 名（51.7%）、「どちらかという賛成」が 254 名（23.8%）、「どちらかともいえない」が 119 名（11.2%）、「反対」が 50 名（4.7%）、「どちらかという反対」が 49 名（4.6%）、「その他」が 23 名（2.2%）、「未回答」が 20 名（1.9%）とつづき、約 7 割以上が賛成であることがわかった。

図 II-5 老健施設で取り扱う医療（医療外出し論）について

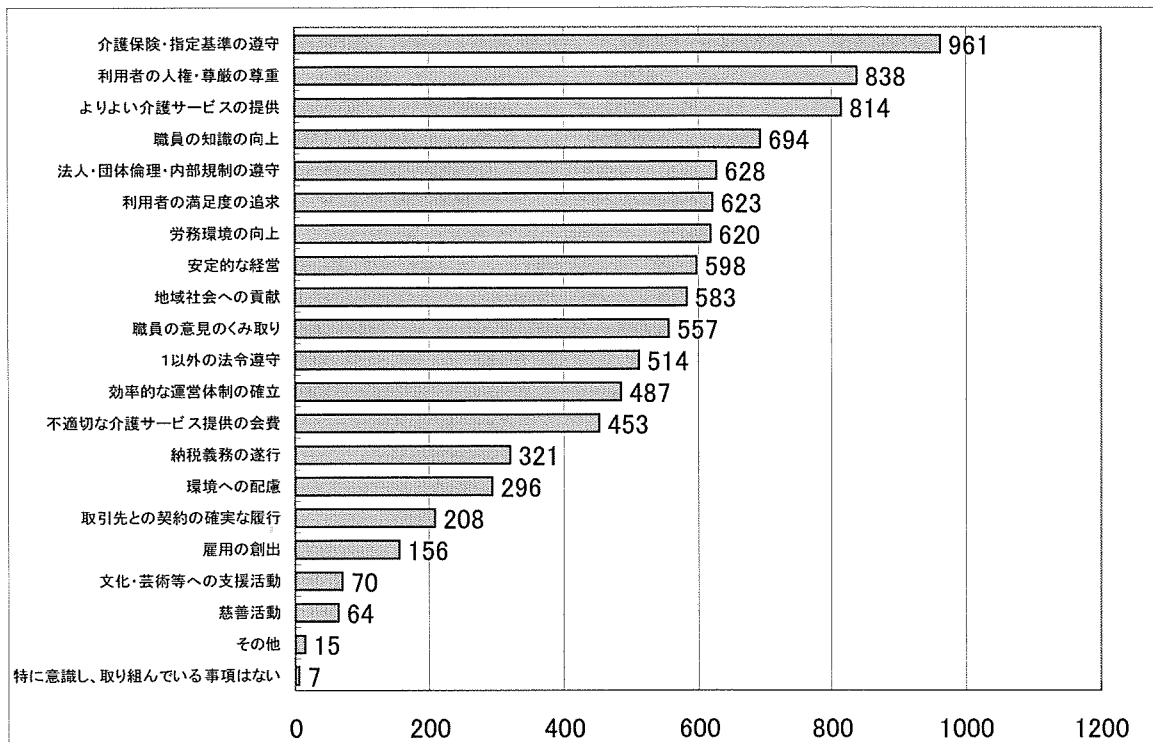


3. 介護サービス事業経営への意識について

(1) 施設における「コンプライアンス経営」

貴施設における「コンプライアンス経営」といった場合、どのようなことを意識して取り組んでいるかについて、「介護保険・指定基準の遵守」が最も多く 961 名（90.2%）、次に「利用者の人権・尊厳の尊重」が 838 名（78.6%）、「よりよい介護サービスの提供」が 814 名（76.4%）、「職員の知識の向上」が 694 名（65.1%）、「法人・団体倫理・内部規制の遵守」が 628 名（58.9%）、「利用者の満足度の追求」が 623 名（58.4%）、「労務環境の向上」が 620 名（58.2%）、「安定的な経営」が 598 名（56.1%）、「地域社会への貢献」が 583 名（54.7%）、「職員の意見のくみ取り」が 557 名（52.3%）、「1 以外の法令遵守」が 514 名（48.2%）、「効率的な運営体制の確立」が 487 名（45.7%）、「不適切な介護サービス提供の会費」が 453 名（42.5%）、「納税義務の遂行」が 321 名（30.1%）、「環境への配慮」が 296 名（27.8%）、「取引先との契約の確実な履行」が 208 名（19.5%）、「雇用の創出」が 156 名（14.6%）、「文化・芸術等への支援活動」が 70 名（6.6%）、「慈善活動」が 64 名（6.0%）、「その他」が 15 名（1.4%）、「特に意識し、取り組んでいる事項はない」が 7 名（0.7%）と続いた。

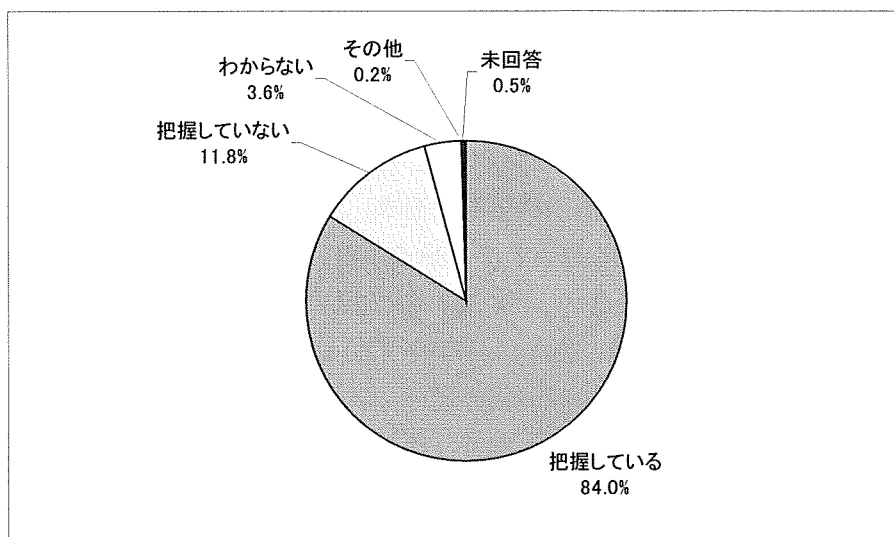
図 II-6 施設における「コンプライアンス経営」



(2) 指定更新制の導入

指定更新制の導入について、指定更新の時期を把握していたかについて、「把握している」が最も多く 895 名 (84.0%)、「把握していない」が 126 名 (11.8%)、「わからない」が 38 名 (3.6%)、「その他」が 2 名 (0.2%)、「未回答」が 5 名 (0.5%) となっていた。

図 II-7 指定更新制の導入時期について

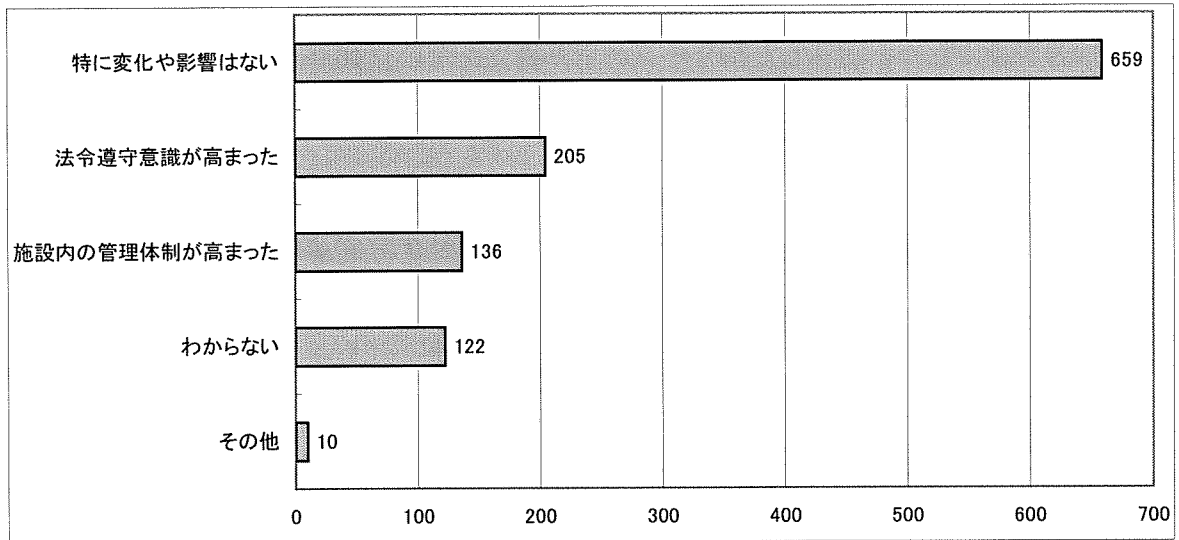


(3) 「連座制」の導入による施設内の意識の変化

「連座制」が導入されたことにより、変化した施設内の意識については、「特に変化や影響はない」が最も多く 659 名 (61.8%)、次に「法令遵守意識が高まった」205 名 (19.2%)、「施設内の管理体制が高まった」136 名 (12.8%)、「その他」10 名 (0.9%)、「わからない」122 名 (11.4%) であった。

「連座制」の導入による意識の変化は、あまり見られない傾向がうかがえた。

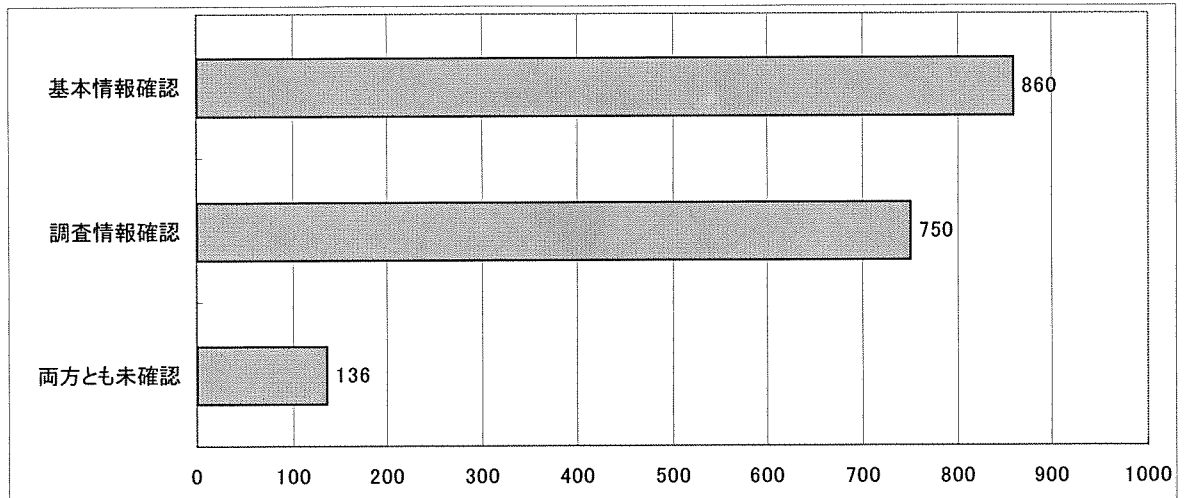
図 II-8 「連座制」の導入による施設内の意識の変化



(4) 「介護サービス情報の公表制度」について

施設の公表情報の内容に関して、施設長として何を確認しているかについては、「基本情報確認」が最も多く 860 名 (80.7%)、次に「調査情報確認」750 名 (70.4%)、「両方とも未確認」136 名 (12.8%) と続いた。

図 II-9 「介護サービス情報の公表制度」について



(5) 「介護サービス情報の公表制度」の利用

「介護サービス情報の公表制度」の都道府県ホームページ等を使用して、他施設の情報を確認しているかについて、「ほとんど確認していない」が最も多く 634 名 (59.5%)、次に「時々確認している」が 382 名 (35.8%)、「いつも確認している」34 名 (3.2%)、「未回答」16 名 (1.5%) と続いた。あまり、ホームページ等を使用して、他施設の情報を確認していない傾向が見られた。

また、情報確認している施設長にとって他の施設の情報は施設のマネジメントに役立つかは、「大変役立つ」23 名 (5.3%) や「やや役立つ」183 名 (42.4%) といったように情報が役に立つと回答した割合と「あまり役立たない」164 名 (38.0%)、「ほとんど役立たない」30 名 (6.9%) といったあまり役に立っていないと回答した割合がほぼ半数になっていることがわかった。

図 II-10 「介護サービス情報の公表制度」の利用

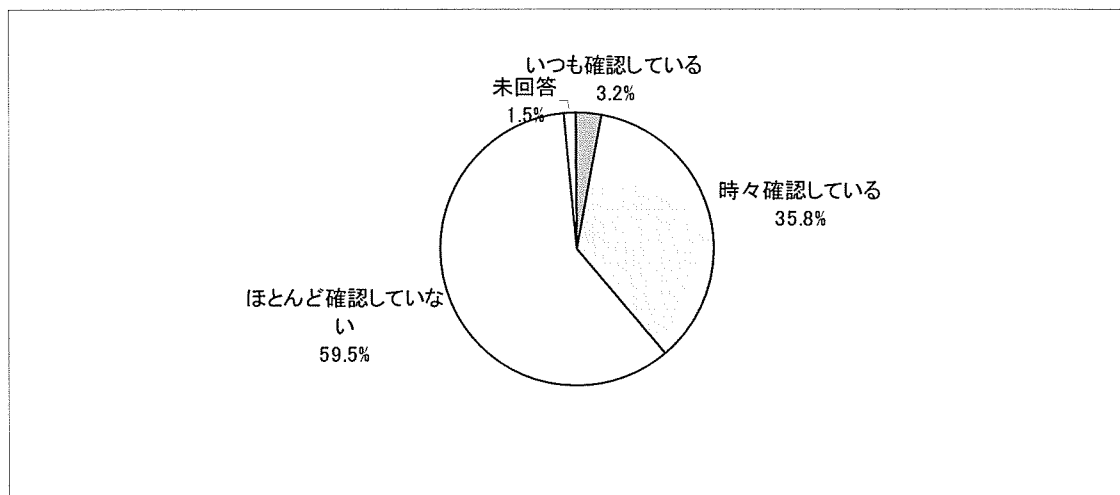
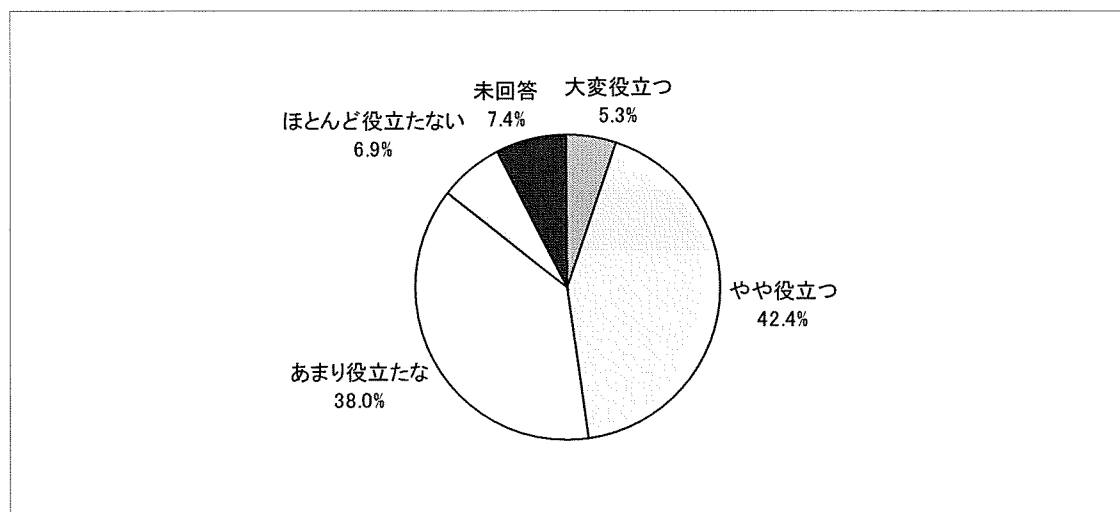


図 II-11 「介護サービス情報の公表制度」の利用

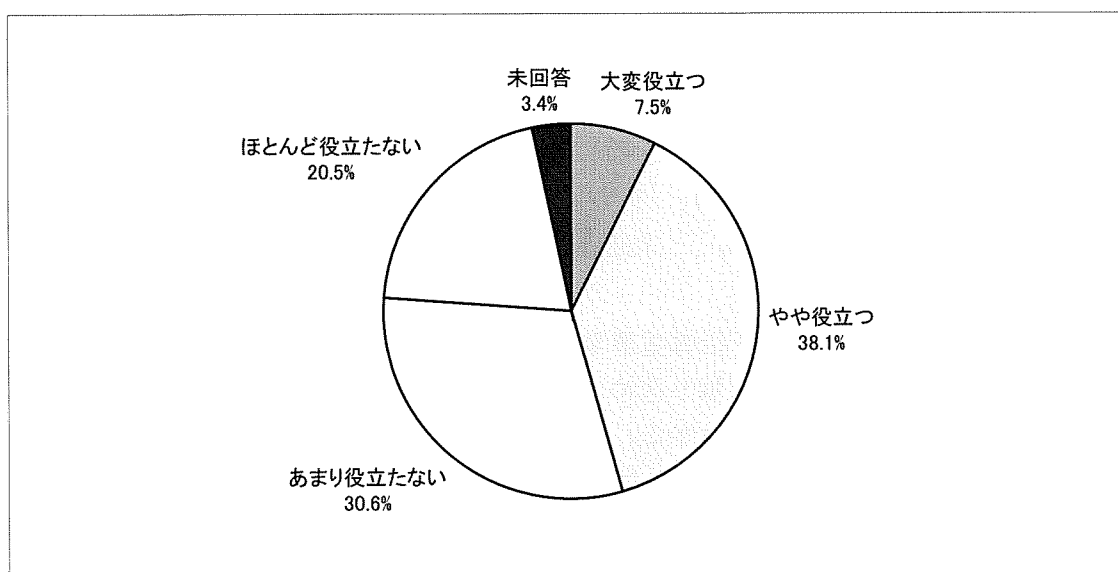


(6) 「介護サービス情報の公表制度」と施設のコンプライアンスの向上

「介護サービス情報の公表制度」と施設のコンプライアンスの向上について、「やや役立つ」が最も多く 406 名 (38.1%)、次に「あまり役立たない」が 326 名 (30.6%)、「ほとんど役立たない」218 名 (20.5%)、「大変役立つ」80 名 (7.5%)、「未回答」36 名 (3.4%) と続いた。

これも、他の施設の情報で施設のコンプライアンスの向上に役に立つとあまり役に立っていないと回答した割合がほぼ半数になっていることがわかった。

図 II-12 「介護サービス情報の公表制度」と施設のコンプライアンスの向上



(7) 介護サービス分野における法令遵守

介護サービス分野における法令遵守を徹底させていくためには、どのような政策・方策が重要と思うかについて、1 番重要なものとして挙げられたのは、「行政により介護保険法・指導基準等の解釈について周知を徹底する」が最も多く 326 名 (30.6%)、次に「事業者団体等で、行動指針等の自主的な取り決め、浸透をはかる」147 名 (13.8%)、「行政による法人・団体本部への規制強化 (立入調査等) をはかる」124 名 (11.6%)、「行政による各事業所への規制強化をはかる」112 名 (10.5%)、「第三者評価制度の活用を促す」95 名 (8.9%)、「法令遵守事業者に対して、行政手続簡素化をはかる」94 名 (8.8%)、「介護サービス情報公表制度の活用を促す」42 名 (3.9%)、「専門職間での相互評価的な取り組みを促す」41 名 (3.8%)、「同業者間での、相互評価的な取り組みを促す」33 名 (3.1%)、「その他」26 名 (2.4%)、「未回答」26 名 (2.4%) の順になっていた。

一方、2 番目に重要として挙げられたものについては、「行政により介護保険法・指導基準等の解釈について周知を徹底する」が最も多く 214 名 (20.1%)、次に「法令遵守事業者に対して、行政手続簡素化をはかる」178 名 (16.7%)、「事業者団体等で、

行動指針等の自主的な取り決め、浸透をはかる」146名（13.7％）、「第三者評価制度の活用を促す」118名（11.1％）、「行政による各事業所への規制強化をはかる」94名（8.8％）、「専門職間での相互評価的な取り組みを促す」90名（8.4％）、「同業者間での、相互評価的な取り組みを促す」84名（7.9％）、「介護サービス情報公表制度の活用を促す」64名（6.0％）、「行政による法人・団体本部への規制強化（立入調査等）をはかる」41名（3.8％）、「未回答」33名（3.1％）、「その他」4名（0.4％）と続いた。

また、3番目に重要として挙げられたものについては、「法令遵守事業者に対して、行政手続簡素化をはかる」223名（20.9％）が最も多く、次に「事業者団体等で、行動指針等の自主的な取り決め、浸透をはかる」129名（12.1％）、「行政により介護保険法・指導基準等の解釈について周知を徹底する」121名（11.4％）、「第三者評価制度の活用を促す」119名（11.2％）、「同業者間での、相互評価的な取り組みを促す」111名（10.4％）、「専門職間での相互評価的な取り組みを促す」96名（9.0％）、行政による各事業所への規制強化をはかる」74名（6.9％）、「介護サービス情報公表制度の活用を促す」71名（6.7％）、「行政による法人・団体本部への規制強化（立入調査等）をはかる」61名（5.7％）、「未回答」50名（4.7％）、「その他」11名（1.0％）と続いた。

「行政により、介護保険法・指導基準等の解釈について周知を徹底する」、「事業者団体等で、行動指針等の自主的な取り決め、浸透をはかる」、「行政による法人・団体本部への規制強化（立入調査等）をはかる」といった内容については、重要であるという認識が高い反面、同業者間での、「介護サービス情報公表制度の活用」、「相互評価的な取り組みの促進」、「専門職間での相互評価的な取り組みの促進」といった内容については、未だ重要性が低い傾向が見られた。

図 II-13 介護サービス分野における法令遵守(最も重要なもの第1位)

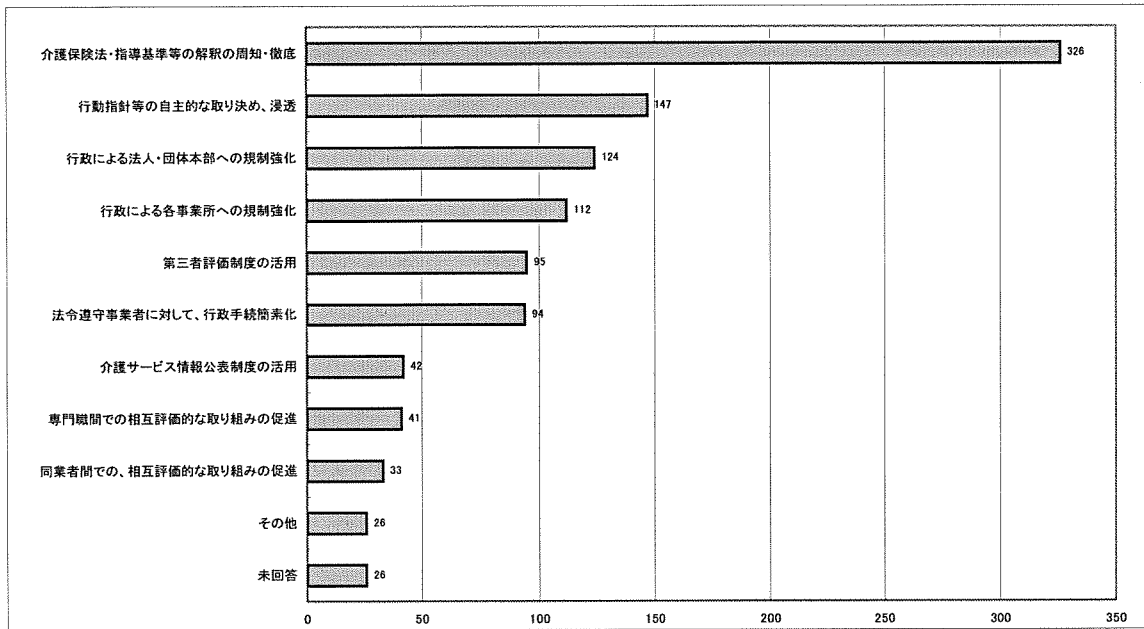


図 II-14 介護サービス分野における法令遵守(最も重要なもの第2位)

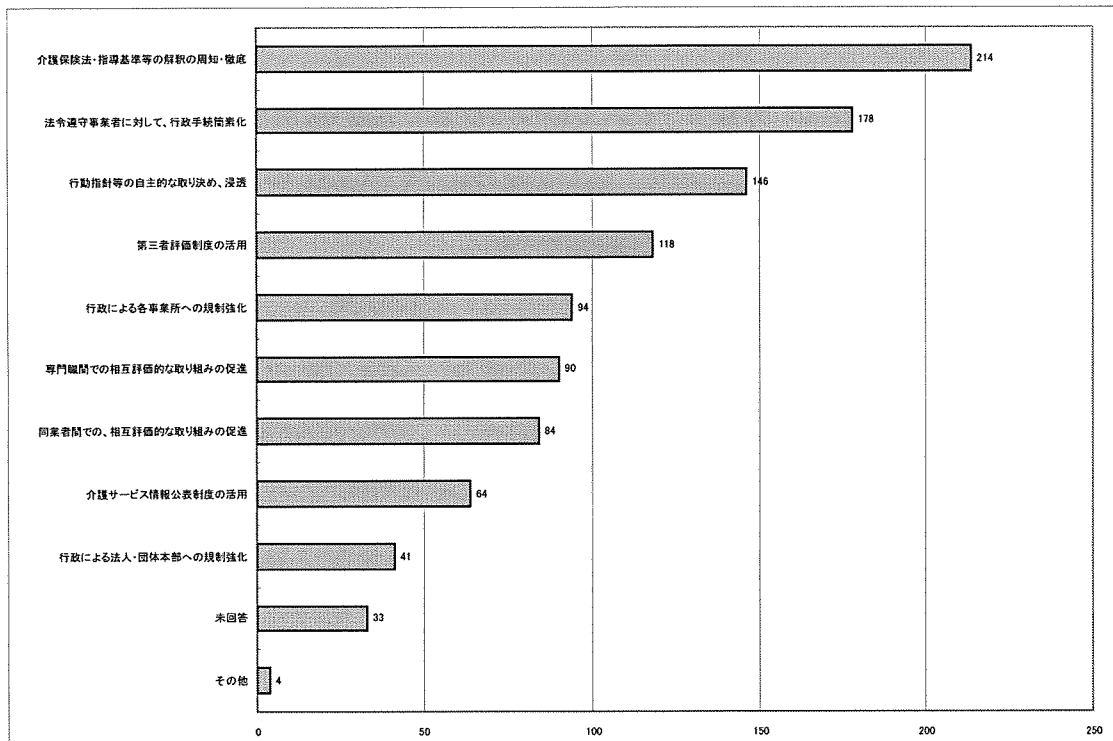


図 II-15 介護サービス分野における法令遵守(最も重要なもの第3位)

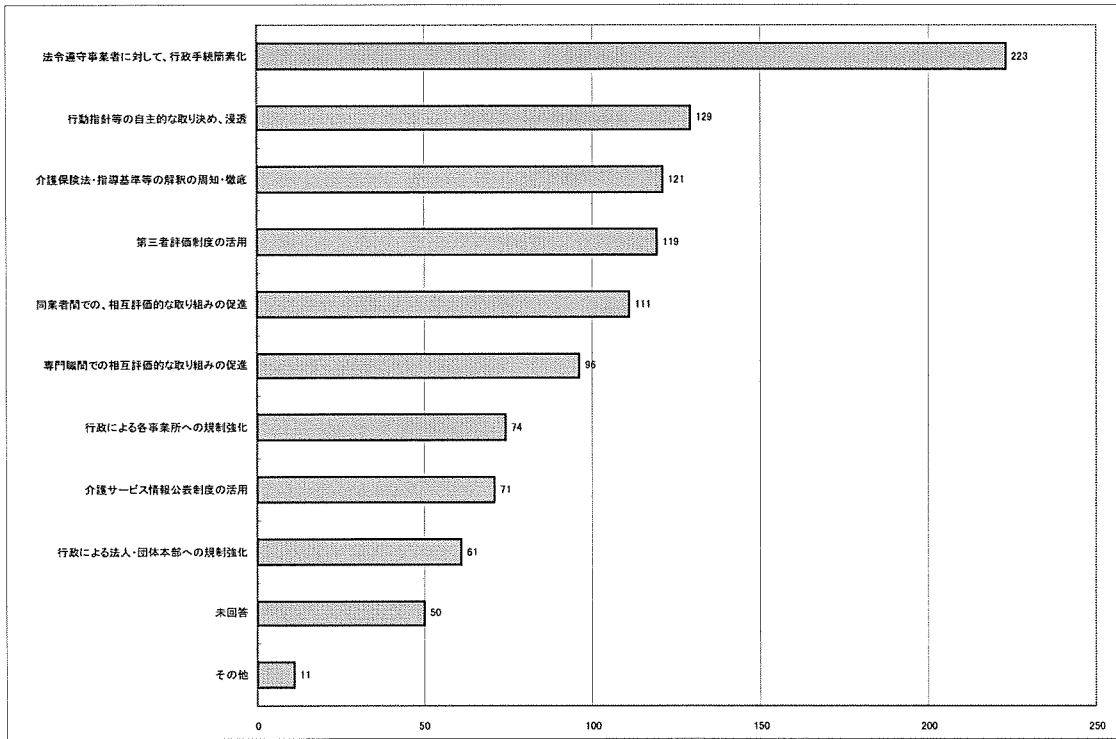
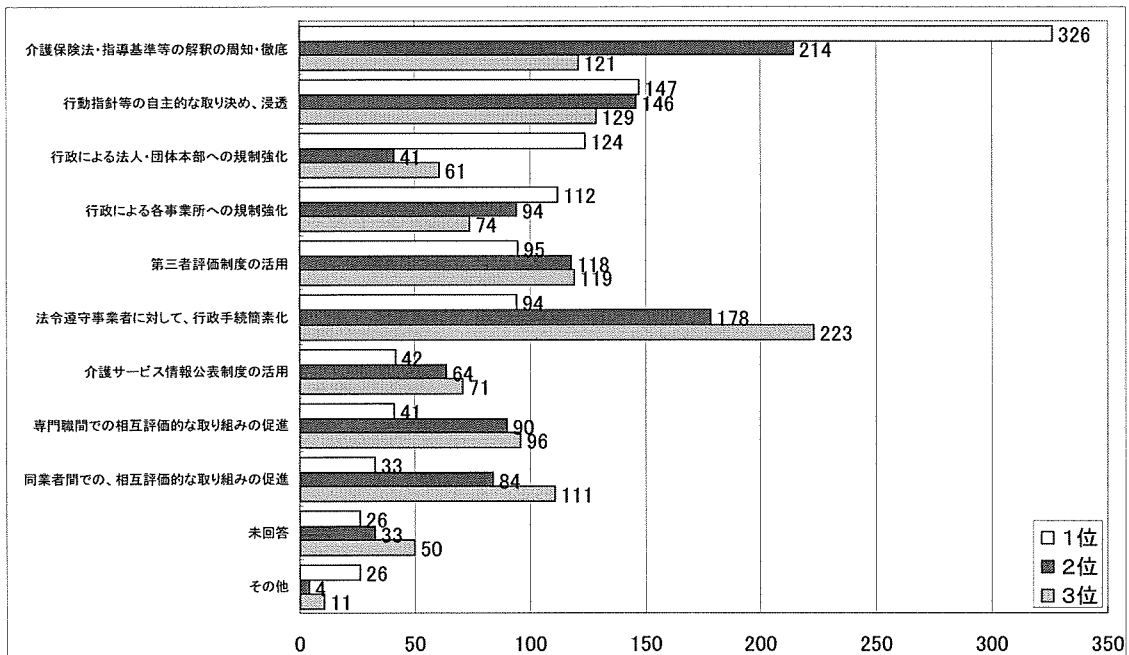


図 II-16 介護サービス分野における法令遵守(全体)



(8) 介護サービス事業者の法令遵守の徹底

介護サービス事業者の法令遵守を徹底していくためには、施設としては、どのような方策が必要と考えるかについて、1番重要なものとして挙げられたのは、「経営・運営幹部にコンプライアンスの教育研修を行う」248名(23.3%)が最も多く、次に「法令遵守に関する責任者を明確にする」191名(17.9%)、「コンプライアンスに関する規定をつくる」170名(15.9%)、「自由闊達な意見交換ができるような職場雰囲気を作る」147名(13.8%)、「現場職員にコンプライアンスの教育研修を行う」127名(11.9%)、「外部者による評価など、外部チェック体制を充実させる」59名(5.5%)、「不正を早期発見するための、内部チェック体制を整備する」55名(5.2%)、「法人・団体と事業所との間の情報伝達体制を整備する」41名(3.8%)、「未回答」20名(1.9%)、「その他」7名(0.8%)の順になっていた。

一方、2番目に重要として挙げられたものについては、「現場職員にコンプライアンスの教育研修を行う」が最も多く317名(29.7%)、次に「経営・運営幹部にコンプライアンスの教育研修を行う」195名(18.3%)、「自由闊達な意見交換ができるような職場雰囲気を作る」126名(11.8%)、「法令遵守に関する責任者を明確にする」117名(11.0%)、「不正を早期発見するための、内部チェック体制を整備する」106名(9.9%)、「法人・団体と事業所との間の情報伝達体制を整備する」77名(7.2%)、「外部者による評価など、外部チェック体制を充実させる」61名(5.7%)、「コンプライアンスに関する規定をつくる」41名(3.8%)、「未回答」24名(2.3%)、「その他」2名(0.2%)の順になっていた。

また、3番目に重要として挙げられたものについては、「現場職員にコンプライアンスの教育研修を行う」が最も多く179名(16.8%)、次に「外部者による評価など、外部チェック体制を充実させる」168名(15.8%)、「自由闊達な意見交換ができるような職場雰囲気を作る」164名(15.4%)、「不正を早期発見するための、内部チェック体制を整備する」155名(14.5%)、「法人・団体と事業所との間の情報伝達体制を整備する」116名(10.9%)、「経営・運営幹部にコンプライアンスの教育研修を行う」93名(8.7%)、「法令遵守に関する責任者を明確にする」76名(7.1%)、「コンプライアンスに関する規定をつくる」73名(6.8%)、「未回答」39名(3.7%)、「その他」3名(0.3%)の順になっていた。

「経営・運営幹部のコンプライアンスの教育研修」、「コンプライアンスに関する規定の作成」、「法令遵守に関する責任者の明確化」という内容が介護サービス事業者の法令遵守の徹底に重要だと考えられている一方、「外部者による評価など、外部チェック体制の充実」、「不正の早期発見のための、内部チェック体制の整備」、「法人・団体・事業所間の情報伝達体制の整備」については、その重要性が低い傾向が見られた。

図 II-17 介護サービス事業者の法令遵守の徹底(最も重要なもの第1位)

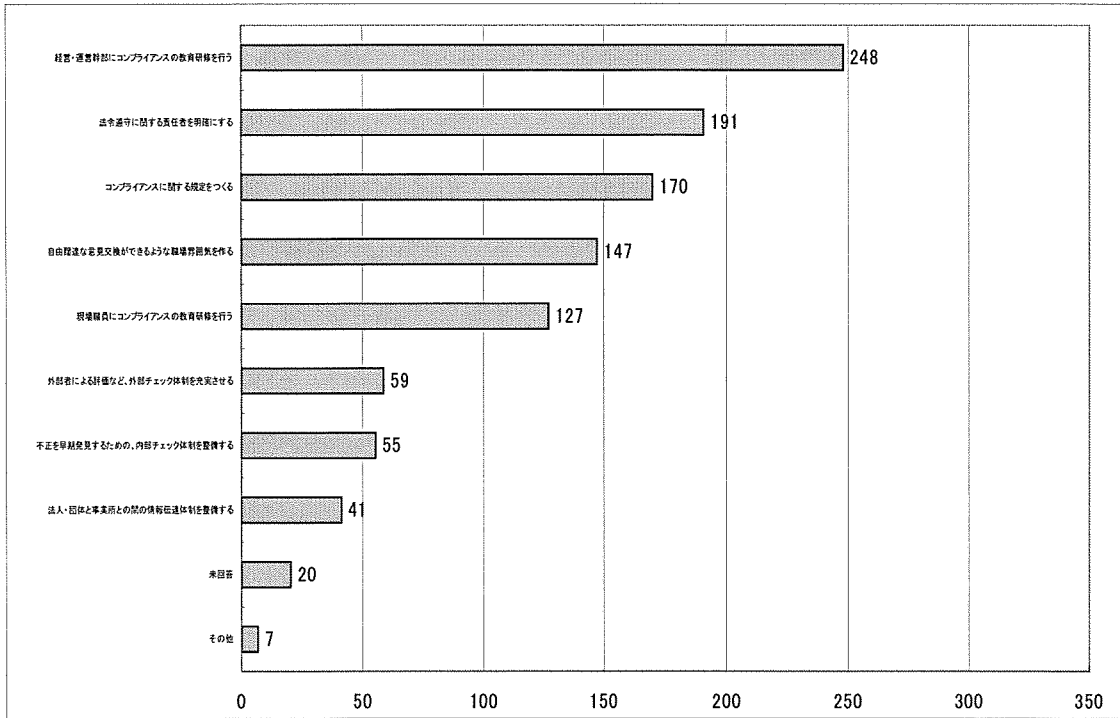


図 II-18 介護サービス事業者の法令遵守の徹底(最も重要なもの第2位)

